

工事現場における施工体制の把握に関する点検要領

1 (目的)

この点検要領は、建設工事の施工段階における監督業務に関し、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）の専任制等の把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適切な施工体制を確保することを目的とする。

2 (適用対象)

対象工事は、千葉市下請負の適正化に関する指導指針第11条第1項の下請業者選定通知書の提出のあった工事とする。

3 (点検結果に基づく措置及び報告)

点検の結果、必要がある場合には工事担当課長は下請負の適正化に関する指導指針第12条第1項により是正の指導を行う。又第12条第5項により所管部長が必要と認めた時は契約課長に報告する。

4 (点検項目)

(1) 監理技術者等の技術資格の把握

- ア 監理技術者については、本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。
- イ 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更等について把握

(2) 同一性の把握

- ア 配置予定技術者、通知による監理技術者等、施工体制台帳等に記載された監理技術者等が同一であることを把握
- イ 監理技術者又は特例監理技術者に対しては、資格者証の写真により本人であることを把握

(3) 専任の把握

- ア 監理技術者等（特例監理技術者は除く）の専任を把握
- イ 打ち合せ時等に、監理技術者等が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握
- ウ 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を把握

(4) 施工体制台帳の把握

- ア 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握
- イ 施工体制台帳に下請契約書（写）及び再下請負通知書が添付されていることを把握
- ウ 下請金額が記入されていることを把握
- エ 健康保険等未加入業者が含まれていないことを把握
- オ 作業員名簿が作成されていることを把握

(5) 施工体系図の把握

- ア 施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていることを把握
- イ 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握
- ウ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であ

ることを把握

(6) 施工体制の把握

ア 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることを把握

(7) 工事カルテの登録の把握

ア 受注時工事カルテが適正に、かつ期限内に登録申請されているかを把握

(8) 建設業許可を示す標識の把握

ア 発注者から建設工事を直接請け負った建設業者の建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあることを把握

イ 主任技術者又は、監理技術者が正しく記載されていることを把握

(9) 建退共制度に関する掲示の把握

ア 建設業退職共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握

(10) 労災保険に関する掲示の把握

ア 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握

附則

この要領は、平成13年4月24日より施行する。

この要領は、平成19年4月 1日より施行する。

この要領は、平成27年4月 1日より施行する。

この要領は、平成29年4月 1日より施行する。

この要領は、平成30年1月12日より施行する。

この要領は、平成31年4月29日より施行する。

この要領は、令和 3年4月 1日より施行する。